

サポセンだより

更生保護サポートセンター吹田

所在地 吹田市津雲台1丁目2番1号 千里ニュータウンプラザ5階
電話 06-6836-7311 FAX 06-6836-7391

平成28年10月
創刊号



生きるマーク

「更生保護サポートセンター吹田」が開所して1年がたちました



開所1周年によせて

大阪保護観察所長
西岡 総一郎

更生保護サポートセンター吹田開所1周年おめでとうございます。阪急南千里駅直結至便の場所での開所に当たり、吹田市を始め関係機関のご支援・ご協力を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。また、一丸となってサポートセンター運営にご尽力いただいている吹田地区保護司会の皆様に心より敬意を表し感謝申し上げます。

更生保護サポートセンターは、保護司相互の支援・連携、更生保護関係団体との連携、そして保護観察対象者との面接等处遇活動の拠点になっています。また、住民相談、地域コミュニティに向けた更生保護活動の発信、関係機関・団体と協働して取り組む犯罪・非行防止活動などの拠点でもあります。

サポートセンターにおける皆様の活動が、地域住民の皆様の思いと共鳴し合い、犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる地域づくりのより一層大きなチカラになっていくことをご期待申し上げます。

第66回“社会を明るくする運動”の取り組み

“社会を明るくする運動”について

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

吹田地区保護司会でも駅頭啓発活動や市民集会、地域集会など、様々な取り組みを地域の関係団体と協力しながら実施しました。



駅頭啓発活動の様子

市民集会 at メイシアター



吹田市立第一中学校吹奏楽部による演奏の様子

市民一人ひとりが更生保護活動について考え、参加するきっかけをつくることを目的に平成28年7月2日(土)吹田市文化会館メイシアター中ホールで市民集会を開催し、講演会、地域の中学生による演奏会などを行いました。

● 更生保護サポートセンター吹田 ●

地域の皆さまに更生保護への理解を深めていただき、安心・安全な地域社会づくりの実現を目指すために、以下のような取組を行っています。

- ・地域住民への更生保護に関する情報発信
- ・地域での関係機関や団体との連絡、協議
- ・地域での犯罪・非行に関する相談
- ・その他の更生保護に関する活動

● 更生保護関係団体のコラム ●

吹田地区更生保護女性会

吹田地区更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした人の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。矯正施設(少年院など)や更生保護施設への慰問活動のほか、地域の実情に即した非行問題等を話し合う地域集会、子育て支援の活動などにも取り組んでいます。“社会を明るくする運動”市民集会では、『愛の募金運動』などに取り組みました。



地域での犯罪・非行に関する相談、更生保護に関する問い合わせなど気軽にご連絡ください

開所時間 月～金 午前10時～午後4時(土日祝、年末年始除く)

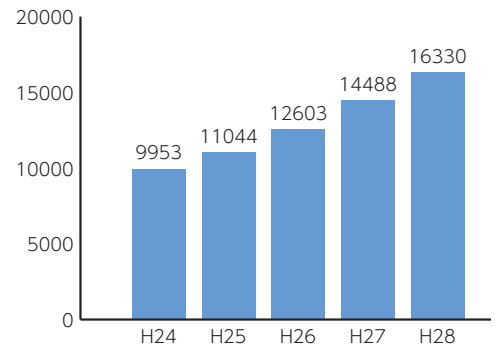
※保護司業務に関する研修等で臨時に休所する場合があります。相談等で来所される際は、事前に連絡をお願いします。

協力雇用主を募集しています

協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

現在、全国に約1万6,000社の協力雇用主がいらっしゃいますが、実際に保護観察対象者を雇用して下さっている事業主は、そのうち778社にとどまっています（平成28年4月1日現在）。円滑な社会復帰・職場定着のために、幅広い業種の事業主の方々にご登録を募集しています。

協力雇用主に登録している事業者数



協力雇用主の方々への支援制度

○協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金

保護観察対象者等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言等を行う事業主の方々に対して支払われます。年間最大72万円の奨励金*

※雇用開始から6か月間までは月額最大8万円
7か月目から12か月の間は3か月ごとに最大12万円
(雇用している対象者の出勤状況等により支給割合を乗じた額を支給する)

(支給対象事業主)

- ・保護観察の協力雇用主として登録している事業主で実際に保護観察対象者（保護観察対象者及び更生緊急保護対象者）を雇用していること
- ・保護観察所から依頼を受け、保護観察対象者等を雇用し、その就労状況等を保護観察所に報告すること

協力雇用主の登録申込み方法

○最寄り又は事業所の所在地を管轄する保護観察所にご連絡ください。

大阪保護観察所	TEL 06-6949-6260	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
大阪保護観察所堺支部	TEL 072-221-0037	堺市堺区南瓦町2-29 堺法務合同庁舎
近畿地方更生保護委員会	TEL 06-6949-6260	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
吹田地区協力雇用主会事務局	TEL 06-6384-1815	吹田市泉町1-3-40 吹田市役所福祉総務課内

○法務省ホームページから応募ができます。

応募用紙をダウンロードしてご記入の上郵送いただくこともできます。

**地域に密着した事業主の方々のご協力が必要です！
ぜひ、協力雇用主としてご登録ください！**

●その他の相談窓口●

非行・犯罪予防に関する窓口

- 吹田警察署生活安全課 TEL 06-6385-1234 吹田市穂波町13-33
- 茨木少年サポートセンター（吹田市を管轄） 非行未然防止や立ち直り支援等、少年の健全育成のための活動を行っています。
TEL 06-6389-3526 茨木市中穂積1-3-43 三島府民センタービル4階

児童・青少年に関する窓口

- 吹田子ども家庭センター 子どもや家庭、概ね25歳までの青少年についての相談等を行っています。
TEL 06-6389-3526 大阪府吹田市出口町19-3

就労支援に関する窓口

- ハローワーク淀川 TEL 06-6302-4771 大阪市淀川区十三本町3-4-11

更生保護に関する窓口

- 大阪保護観察所 TEL 06-6949-6260 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館